

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 164 「企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正」

2018年1月26日、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（2018年内閣府令第3号）が公布され、同日から施行されました。これは、企業と株主・投資者が企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて協働していくため、両者間の建設的な対話を促進していく必要がある、という金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告等の提言を踏まえた改正です。

今回のワンポイント会計基準では、これから迎える3月決算会社の中間監査にあたって改正内容をおさらいしたいと思います。

### 1. 非財務情報の開示充実

1) 内容が重複している部分の合理化を図りつつ、本来意図されていた開示をより充実させるために「業績等の概要」、「生産、受注及び販売の状況」及び「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」が「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に統合されました。

2) 経営成績等の状況の分析・検討の記載を充実させる観点から、「経営成績等の状況について、事業全体及びセグメント別に重要な影響を与えた要因についての経営者の視点による認識及び分析」、「経営者が経営方針・経営戦略等の中長期的な目標に照らして経営成績等をどのように分析・評価しているか」及び「資本の財源及び資金の流動性に係る情報」について記載が求められることとなりました。

### 2. 開示内容の共通化・合理化

1) 有価証券報告書等の記載内容を改正し、事業報告と同様に自己株式を控除した発行済株式の総数を基礎として、大株主の株式所有割合を算定することとし、両者の記載内容が共通化されました。

2) 「新株予約権等の状況」、「ライツプランの内容」及び「ストックオプション制度の内容」の項目を「新株予約権等の状況」へ統合し、かつ、ストックオプションについては、財

務諸表注記への集約が可能となりました。また、「新株予約権の状況」の現行様式の表の撤廃し、一覧表形式で記載することが可能となりました。さらに、「新株予約権等の状況」において有価証券報告書提出日の前月末現在の記載について、事業年度末の情報から変更がなければ、変更ない旨の記載のみでよくなりました。

3)株主総会日程の柔軟化のために、有価証券報告書における「大株主の状況」の記載時点が事業年度末から原則として議決権行使基準日に変更されました。併せて、有価証券報告書の「大株主の状況」と同様に、株主名簿に依拠して記載される「所有者別状況」及び「議決権の状況」についても、記載時点が事業年度末から原則として議決権行使基準日へ変更されました。

### 3. 適用時期

これらの開示府令の改正は、2018年1月26日に公布、施行されています。なお、改正後の規定は、2018年3月31日以後に終了する事業年度を最近事業年度とする有価証券届出書及び当該事業年度に係る有価証券報告書から適用されています。また、半期報告書、四半期報告書については、2018年4月1日以後に開始する事業年度に係る書類から適用されています。